

23年度の国保税率表

◎ 国保税の計算例

23 年度改正後の税率では、皆さんの世帯の国保税額はなるのでしょうか。
奥州太郎さんの世帯の例を参考にして、実際に計算してみましょう。



夫	奥州太郎	40歳	前年所得 200 万円
妻	奥州和子	38歳	前年所得 100万円
子	奥州一郎	12歳	前年所得 なし

※所得とは、収入から必要経費を除いた額（扶養
控除などの諸控除をする前の額）です

※家族の中で国保以外の健康保険に加入している
人を含めないこと、などに注意してください

※計算結果は、所得額などが仮定であり、実際の
税額と一致しない場合があります。あくまで参
考として試してみましょう

計算例

奥州太郎さんの世帯の計算例		あなたの世帯	
区 分	医療分	医療分	
所得割 (前年所得－33 万円)×税率	夫 (200 万円－33 万円)×9.05% ＝151,135 円 (A) 妻 (100 万円－33 万円)×9.05% ＝60,635 円 (B)	(万円－33 万円)×9.05% ＝ 円 (万円－33 万円)×9.05% ＝ 円	
均等割 (1 人当たりの額)	20,700 円×3 人＝62,100 円 (C)	20,700 円× 人＝ 円	
平等割 (1 世帯当たりの額)	27,200 円 (D)	27,200 円	
小計 (100円未満切捨て)	301,070 円(A～D)→301,000 円①	円→ 円①	
区 分	後期高齢者支援金分	後期高齢者支援金分	
所得割 (前年所得－33 万円)×税率	夫 (200 万円－33 万円)×3.22% ＝53,774 円 (A) 妻 (100 万円－33 万円)×3.22% ＝21,574 円 (B)	(万円－33 万円)×3.22% ＝ 円 (万円－33 万円)×3.22% ＝ 円	
均等割 (1 人当たりの額)	7,000 円×3 人＝21,000 円 (C)	7,000 円× 人＝ 円	
平等割 (1 世帯当たりの額)	9,200 円 (D)	9,200 円	
小計 (100円未満切捨て)	105,548 円(A～D)→105,500 円②	円→ 円②	
区 分	介護分 (40～64歳)	介護分 (40～64歳)	
所得割 (前年所得－33 万円)×税率	夫 (200 万円－33 万円)×2.46% ＝41,082 円 (A)	(万円－33 万円)×2.46% ＝ 円 (万円－33 万円)×2.46% ＝ 円	
均等割 (1 人当たりの額)	7,100 円×1 人＝7,100 円 (C)	7,100 円× 人＝ 円	
平等割 (1 世帯当たりの額)	6,400 円 (D)	6,400 円	
小計 (100円未満切捨て)	54,582 円(A～D)→54,500 円③	円→ 円③	
合計 (年額)	461,000 円(①～③)	円 (①～③)	

㊦ポイント
世帯全員のうち
国保に加入して
いる人が対象で
す

㊦ポイント
国保に加入して
いる人数です

㊦ポイント
①②③には上限
額があり、① 50
万円②13万円③
10 万円です。上
限を超えた場合
は上限額が入り
ます
※23 年度に法改
正の見込み

㊦ポイント
国保に加入して
いる人のうち、
40歳から64歳ま
での人のみ対象
です。均等割も
40歳から64歳ま
での人のみで計
算します

下表は、平成 20 年度に策定した国保財政計
画における 22・23 年度の税率と、改正後の 23
年度の税率をまとめたものです。

国保税は「医療分」「後期高齢者支援金分」
「介護分」の3つの使い道に基づいて計算され
ます。税率は、22 年度まで「所得割」「資産割」
「均等割」「平等割」の4 種類でしたが、23 年
度分以降「資産割」を廃止します。

これらを計算し、合計した額が1 年間の国
保税額です。次ページに計算例があります。
参考としてください。

■問い合わせ＝本庁市民税課諸税係（内線 342）

医療分…医療給付に充てられる負担分
後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度を現役世
代が支えるための支援金に充てられる負担分
介護分…40 歳から 64 歳までの人が納付する介護保
険料分
所得割…収入から必要経費を除いた後の前年所得を
基に計算される税額
資産割…固定資産税額を基に計算される税額
※平成 23 年度分から廃止
均等割…国保に加入している家族 1 人当たりが定額
で負担する税額
平等割…1 世帯当たりで定額で負担する税額

用語の
解説

年度別税率表

医療分	区	22年度 (不均一税率)				23年度 (改正前税率)				23年度 (改正後税率)		
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
	水沢	4.79		14,300	17,900							
	江刺	4.79		14,200	17,800							
	前沢	4.49	9.00	13,300	17,900	4.79	9.00	14,300	17,900	9.05	20,700	27,200
	胆沢	4.65		13,200	16,400							
	衣川	4.15		13,600	17,200							
後期 高齢者 支援金分	区	22年度				23年度 (改正前税率)				23年度 (改正後税率)		
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
	全区	2.48	6.00	7,100	8,700	2.48	6.00	7,100	8,700	3.22	7,000	9,200
介護分	区	22年度 (不均一税率)				23年度 (改正前税率)				23年度 (改正後税率)		
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
	水沢	1.44		5,400	4,800							
	江刺	1.21		5,400	4,200							
	前沢	1.26	2.00	5,400	4,400	1.44	2.00	5,400	4,800	2.46	7,100	6,400
	胆沢	1.28		4,200	4,100							
	衣川	1.22		5,400	4,300							

※70 歳以下の人が該当します

※実際には所得に応じて税が軽減される場合があります